

特別レポート

世界遺産の新しい挑戦

世界遺産条約採択から35年。登録遺産の増加とともに浮かび上がってきた問題への取り組みと今後の世界遺産のあり方を探る

西村幸夫 (国際記念物遺跡会議 [ICOMOS] 前副会長)

増え続ける世界遺産が直面する問題

二〇〇八年一月現在、世界遺産の総数は八五二一件にのぼっている。内訳は文化遺産六六〇件、自然遺産一六六件、複合遺産三二五件。世界遺産を保有する国の数は一四一カ国である。二〇〇七年の国連教育科学文化機関 (UNESCO)「エネスコ」世界遺産委員会の決定により、石見銀山を含む二二件が新たに世界遺産リストに登録された。このところ新規登録の申請が抑制されているので、一時ほどの急激な登録数の増加はなくなったが、まだまだ沈静化するという状況でもない。

世界遺産の数が増えるにつれ、さまざまな問題点が議論されるようになってきた。第一に世界遺産リストの不均衡である。三〇以上の資産を登録している国がある一方で、いまだ登録資産が一つもない国が条約締約国のなかで四〇カ国以上あるという現状、さらに地域的にみるとヨーロッパだけで文化遺産リストの半数以上を占めるという現状は改善されるべきではないかという議論である。もちろん国や地方によって歴史や伝統の長きに違いがあるので一概には言えないが、従来の文化遺産の評価のものがさし自体がヨーロッパで形づくられてきたために、ヨーロッパ以外の文化遺産を評価するための視点に乏しいのではないかと問題点が指摘されている。

また、二〇〇七年に登録されたオーストラリアのシドニー・オペラハウスも世界遺産の新傾向を表すものとして象徴的である。たしかにシドニーのオペラハウスはこの都市のシンボルとして世界に認められてはいるが、この建物は竣工したのが一九七三年であるからまだわずか三五年しかたっていない。それが世界遺産として登録されたのである。日本の基準では、登録有形文化財にリストアップされるのでさえ、建築後五〇年を経過していなければならぬことが明記されているのである。シドニーのオペラハウスがもしも日本に建てていたとしたら、世界遺産どころか登録建造物にもならないことになる。二〇世紀建築に関する世界遺産委員会の柔軟性は日本よりもはるかに先をいっているのである。

二〇〇七年はまた、初めて世界遺産リストからの削除が行なわれた年として記憶されることになるだろう。削除されたのはオマーンの自然遺産、アラビアオリックス保護区。アラビアオリックスは伝説のユニコーンのモデルともいわれる珍獣で、一九八二年に設定された保護区によって保護されており、一九九四年に世界自然遺産に登録された。しかし、オマーン政府は原油採掘などのために保護区を二〇〇七年に一〇分の一にまで縮小してしまった。このため、保護区の顕著で普遍的な価値を大きくそそねるとして、世界遺産委員会がリストからの削除を決めたものである。

しかし、一〇分の一に縮小されたとはいえアラビアオリックス保護区はそれでも二八二四平方キロメートルあり、これは東京都の面積よりも広いのである。たしかにアラビアオリックスの数は六五頭にまで減少しているようであり、今後の回復も見込み薄ということからすると削除もやむをえないという側面もあるが、世界遺産リストから削除して当該国を突き放すように扱うのではなく、こうしたときのためにこそ国際協力がなされるべきであるという主張にも一理ある。また、世界遺産リストから単純

に削除する前にやるべきことはなかったかという点で、議論の余地を残したといえる。この保護区はこれまで危機遺産リストにも掲載されてはいたなかったからである。このような開発か保存かという古典的な問題は、世界遺産の数が増えるにつれてますます複雑な様相を呈してきた。とりわけ文化遺産に関して、開発と保存の対立という側面と遺産の観光化という側面で、悩みが深い問題となっている。

以下、具体的な事例をもとに世界遺産が抱える今日的な問題を考えてみたい。

変わりつつある世界遺産の性格

世界遺産の発想は、よく知られているように、エジプトのナイル川中流域ヌビア地方の遺跡群をアスワン・ハイドラムの建設による水没から救うことに端を発している。したがって、世界遺産とは人類共通の重要な遺産を国をこえて守っていくことがその基本にある。世界遺産条約の中に「危機にさらされている世界遺産リスト」

現在、世界文化遺産に登録されている六八五件の遺産(複合遺産を含む)のうち、約二四〇件が歴史都市そのものであり、三五〇件をこえるサイトが都市的な地域に存在しているといわれている。世界文化遺産に登録されているこれらのサイトそのものは十分に保存されているとしても、特に都市内に存在する文化遺産の場合、周辺の都市開発は世界遺産の枠組みだけでは押さえきれないという問題を抱えている。数多くの世界文化遺産が周辺開発との調和の問題にさらされている。そして周辺の開発問題は近年ますます大きな懸案となってきている。こうした傾向は先進国、途上国を問わずみられる。

周辺開発、特に高層ビル建設の問題

たとえば、近年話題となった例としてケルン大聖堂(ドイツ・一九九六年登録、以下同じ)の例がある。これはライン川を挟んで大聖堂の対岸に計画されていた高層ビル建設に対して、二〇〇四年の世界遺産委員会が再考を促したものである。同委員会は、今後の地域開発はケルン大聖堂の視覚上の全体性を尊重したものでなければならぬと決議し、ケルン大聖堂を危機遺産リストに登録した。なお、この高層ビル計画はその後見直され、再開発地域を対象とした高さ規制が導入されるなどの改善策がとられたため、二〇〇六年に危機遺産リストからはずされた。

世界遺産の周辺地域における高層ビル計画の問題は、このほか、ウィーン歴史地区(オーストリア・二〇〇一年)、ロンドン塔やウェストミンスター・パレス、ウェストミンスター・アベイ(イギリス・一九八七、八八年)の背景にあたる地区、サンクトペテルブルグ旧市街(ロシア・一九九〇年)のネバ川対岸地区、リガ旧市街(ラト

ビヤ・一九九七年)のダウガバ川対岸地区、ノイジードル(オーストリア)湖の文化的景観(オーストリアとハンガリー・二〇〇一年)周辺などについて世界遺産委員会で取り上げられている。

たえば、二〇〇五年に登録された「シュトルーベの測地弧」はその典型である。これは、一九世紀前半、ドイツの天文学者フリードリヒ・G・W・シュトルーベがノルウェーの北端からロシアを経て、ウクライナの黒海沿岸までの二八〇〇キロにわたって南北の経線に沿いに二五〇カ所以上の地点を三角測量を行ない、地球の形状を世界で初めて精密に計測した科学史上の偉大な業績がもたらした世界遺産である。ノルウェー・スウェーデン・フィンランド・エストニア・ラトビア・リトニア・ロシア・ベラルーシ・ウクライナ・モルドバの一〇カ国の共同提案によって合計三四地点の水準点の一つのセットとして世界遺産に登録されている。

個々の水準点を見るとそれらはなんの代わり映えもしない十字の印にすぎないので、科学史上の意義を知らなければ石に刻みつけられた小さな刻印にすぎない。しかし、その標識が、初めて地球が回転楕円体であることを証明した国際プロジェクトの成果を象徴するものであるということを知って見直すと、その世界的な意義が理解できるのである。つまり、ここにあるのは万人に自明な世界的な記念モノユメントを顕彰するという意識ではなく、新しい文化史の意義をこの文化遺産をもとに広く世界で共有しようという意図である。

さらにこの提案は関連一〇カ国が共同して行なっている。このことは世界遺産が世界の連帯と協調に貢献して

高層ビル以外でも、リバプール(イギリス・二〇〇四年)港湾部の大規模再開発計画、グラーツ旧市街(オーストリア・一九九九年)におけるナマコ状の異様なデザイン的美術館建築プロジェクト、ドレスデンのエルベ渓谷(ドイツ・二〇〇四年)に計画中の架橋プロジェクト、前出のサンクトペテルブルグの旧市街内部にあるマリンスキー劇場の大規模増築、タージ・マハル(インド・一九八三年)背後のショッピングセンター計画、ハンピ(インド・一九八六年)における二つの吊り橋計画、ポロブドゥール寺院遺跡(インドネシア・一九九一年)近郊のショッピングセンター計画など、各地で問題が多発している。なかでもドレスデンの架橋問題は市街地の南東約三キロのところ計画された橋がエルベ川の景観をそこのうとして問題視されたもので、一〇年をこえる地元議員でも賛否が分かれている。二〇〇五年の住民投票では建設賛成派が多数を占めたが、世界遺産委員会では橋建設に警告を投げかけ、二〇〇六年には危機遺産リストに登録された。世界遺産委員会は、今後、橋の建設が強行されるならば世界遺産リストからの削除も辞さないという強硬な姿勢である。

均衡である。三〇以上の資産を登録している国がある一方で、いまだ登録資産が一つもない国が条約締約国のなかで四〇カ国以上あるという現状、さらに地域的にみるとヨーロッパだけで文化遺産リストの半数以上を占めるという現状は改善されるべきではないかという議論である。もちろん国や地方によって歴史や伝統の長きに違いがあるので一概には言えないが、従来の文化遺産の評価のものがさし自体がヨーロッパで形づくられてきたために、ヨーロッパ以外の文化遺産を評価するための視点に乏しいのではないかと問題点が指摘されている。

「歴史的都市景観」をどう守るか

単体としての世界遺産は守られたとしても、その周辺環境が大きく変化してしまったら、その遺産の真实性(authenticity)にも影響を及ぼしてしまうことになる。なぜならその遺産が本物であることを示す真実性には周辺環境の真実性も含まれているからである。また、文化遺産の評価に際して、二〇〇二年の作業指針改定以降、真実性だけでなく、全体性(integrity)のチェックも行なうことが義務づけられた。近所に高層ビルや奇妙な形の建物があるような世界遺産では、価値の全体性が保たれないことになってしまうことになる。

本来、そうしたことを予防するためにバッファゾーンが設定されているのであるが、高層ビルの場合などは設定されたバッファゾーンの外側に建設されたとしても視覚的には十分阻害要因となりうる場合が少なくない。先にあげた高層ビル計画の大半が世界遺産のサイトから数キロ離れ、かつバッファゾーンの外側でのプロジェクトである。したがってルール上は問題なく建設が可能となっているが、やはり現場に立ち立ってみると景観上の問題が各方面から指摘されることになる。世界遺産委員会の意見も、バッファゾーンを越えた地域への注文を含んだものが多くなっている。

つまり、従来のコアとバッファという地図上に落としだいに明らかになってきたのである。

一方で、都市開発者側からは、そもそも都市には現代生活を送っている市民が数多く住んでいるのであるから、生活様式の変化とともに都市景観も変化するのは当然であるという主張がなされることになる。

たしかに、生きた都市をかつての時代そのままに凍結することは不可能だろう。しかしだからといってどのような変化も許容されるというのであれば、世界遺産と周辺景観との調和はまったく保証されないことになってしまう。両者の折り合いをどのようにつけなければいけないのか、そもそも両者の折り合いをつけることは可能なか。二〇〇三年、ウィーン歴史地区の境界をなす旧市壁を取り壊してつくられたリンクシュトラッセ(環状道路)

のものである。観光や地域開発のために世界遺産登録を目指すというのは本末転倒であるばかりでなく、地域にとっても本来の特質が失われるおそれもあり、危険な選択であるといえる。

しかし、世界の宝をひと目でみたいという多くの人々の気持ちは理解できるし、世界遺産に登録されることによって結果的に来訪者が増えること自体は必ずしも忌避すべきことではないといえる。それに当該地区においても世界遺産登録がある程度の経済的メリットを伴うとすれば保存にも熱が入るといえるのである。

ただし、対象地がもとと一定の来訪者を想定しているような宗教建築やキャパシティに余裕がある大きな歴史都市の場合などは特に問題にならないようなことでも、小規模な歴史的集落などのように元来一般の居住地であり、とりたてて多くの来訪者が想定されていないような土地の場合には状況が異なる。すでに世界遺産に登録されているサイトで実際に大きな問題が起こっている例が少なくないのである。

中国雲南省のナシ族の政治・経済・文化の中心集落としてよく保全されている麗江を例にとろう。この大規模なナシ族居住地は一九九七年に世界遺産に登録されている。これを機に麗江への観光客は一九九七年の年間一七三万人から二〇〇七年の四六〇万人へと爆発的に増加している。地元の観光収入も一九九七年の一七四・五億元(二一・八億円)から二〇〇七年の四六二・九億元(三一・三億円)へと文字どおりけた違いの伸びをみせている。ちょうどこの時期、中国では春と秋を中心に長期休暇制度を導入し(一九九九年)、国内旅行推進による消費の経済効果が奨励されたこと、高度経済成長に伴う可処分所得の向上によって、国内旅行者が急速に伸びたことも集中を加速する原因となった。

この結果、麗江の中心部はほとんどが漢民族が経営するみやげ店や飲食店となってしまう、本来の居住者であるナシ族は建物を賃貸に出し、みずからは地区外に退出するという状況になっている。都心では民家を改造したデイスコが巨大な音量で深夜まで騒音を周辺にまき散らしているという事態が続いている。また、麗江の特色の一つとなっている水路網の汚染も進み、つい最近まで飲

の東側に隣接して計画されたウィーン中央駅界隈の高層ビルによる再開発計画を議論していた世界遺産委員会の席上、いわゆる「歴史的都市景観」(Historic Urban Landscapes)の問題をどのように扱うべきかの国際的な討議を行なうことが提案された。建築家や造園家、ディベロッパーとテーブルをいっしょにした議論の場をもつべきであるという提案である。この提案をうけて、ウィーンにおいて二〇〇五年五月に大きな国際会議が開催された。

「世界遺産と現代建築」と題されたこの国際会議には五五カ国から六〇人以上の専門家が集まり、三日間に及ぶ熱い議論が展開された。この結果、歴史的都市景観をマネジメントするという副題をもった文書、「世界遺産と現代建築に関するウィーン覚書」が採択された。同覚書は歴史的都市景観の中において現代建築を文脈化する(contextualization)を推進することがうたわれているが、同時に絶え間ない変容も都市の伝統の一部分であると述べており、両者のバランスに関しては明言を避けている。

二〇〇五年七月の世界遺産委員会および同年一〇月の世界遺産条約締約国会議はこのウィーン覚書を支持し、この覚書の趣旨に沿った歴史的都市景観保全宣言を採択した。同宣言のなかで二〇〇九年までに歴史的都市景観に関するユネスコ勧告を準備することが明記された。

歴史的景観保全のユネスコ勧告へ向けて

二〇〇五年の秋以降、歴史的都市景観保全宣言をうけて、ユネスコ勧告を用意するための専門家会合や地域別会合などが各地で開催されるようになり、議論はしだいに熱を帯びつつある。

この問題に関してユネスコが勧告を行なうのはこれが最初ではない。古くは一九六二年一月に「風光の美と特性の保全に関する勧告」が採択されており、一九七二年の世界遺産条約採択以降も、一九七六年一月の「歴史的地区の保全及び現代的意義に関する勧告」が採択されている。

特に後者は前年の一九七五年ヨーロッパ建築遺産年の盛り上がりや成果をうけて、歴史的地区の総合的保全(integrated conservation)の考え方を全面的に取り入れ、われつつある。

もちろん中国政府・地元政府も手をこまねいているわけではない。これ以上の飲食店や旅館の増加を防ぐために麗江市政府は二〇〇五年より新規の営業許可証の発行を停止しているほか、二〇〇六年より麗江古城保護条例を施行し、水質汚染に対する罰則規定を明記するなど新たな規制強化に乗り出している。また、ホテル宿泊客や歴史地区入場者に対する古城維持費の徴収によって観光収入の一部を歴史的環境保全に還元する仕組みも導入された。

さらに、二〇〇八年からは観光公害が表面化してきた春秋のゴールデンウィークを廃止し、端午節(旧暦三月三日)や重陽節(旧暦九月九日)などを休日とする改正が実施されることになった。

しかし、これらの施策がどの程度の効果を発揮するのかが現時点では明らかではない。世界遺産委員会もこうした状況を憂慮し、二〇〇八年一月に初めてユネスコと国際記念物遺跡会議(ICOMOS「イコモス」)の共同ミッションを派遣し、問題を注視する姿勢を明確にしている。

麗江の事例はやや極端であるが、小規模な都市や集落が世界遺産に登録されることによって地区の性格が変容しかねない急激な観光化に見舞われる例は、カトマンズ(ネパール・一九七九年)や岐阜県白川郷の合掌造集落(一九九五年)などでも指摘されている。

変化をどこまで許容するか

歴史的都市景観の問題と観光化の問題の両者に共通している問いかけとして、歴史的地区の変容をどこまで許容するか、という問題がある。それぞれの地区において居住者が快適な現代生活を送る権利まで拒否できるのかという問いである。これは世界遺産登録にかぎった問題ではない。文化財保護一般に共通した問題である。

たしかに貴重な文化遺産であるからにはある程度厳格な保存措置は必要である。ただ、対象となる文化遺産が単体の記念物ではなく、歴史的地区や都市そのものである場合にはやや状況が異なるだろう。通りに面した街路

各加盟国に対して歴史的地区とその周辺環境(setting)の保全のための法的・技術的・経済的および社会的措置をとることを要請したのとして特筆される。たとえば、同勧告の一般原則の章では以下のように主張している。

「歴史的地区及びその周辺環境は、その平衡及び特質が建造物、空間組織及び周囲の環境のみならず人間活動を含む構成要素の融合に依存している統一体として全体的にとらえるべきである。このようにして、人間活動をも含むすべての有効な要素は、どれほど些細なものであっても、全体との関係において見過ごしてはならない意義を有する。」(一九七六年ユネスコ勧告、第二章一般原則、第三節)

二〇〇九年に予定されている次のユネスコ勧告は世界遺産を中心とした周辺環境の保全問題からさらに進んで、歴史的都市景観の保全一般に及ぶ幅広い問題を対象とした勧告になると予想される。しかし一方で、一九七六年勧告が歴史的地区の保全一般を論じているのと比較すると、今回の勧告は景観問題に絞ったものであり、眺望やスカイライン、都市像の固有性や全体性の保全のための各加盟国による具体的措置の要請が中心となることもみられる。ただ、そこにいたるまでには有形無形の文化的伝統の統合的理解や場所の精神性や意味性の景観的表現などといったより深いテーマをめぐっても議論が展開されるだろう。

歴史的側面から都市景観を議論することの可能性を探る試みを通して、日本を含む各国の景観議論一般がさらに深まっていくことを期待したい。

観光化にどう対処するか

世界遺産の近年の重要な課題の一つに観光化の問題があげられる。世界遺産の数が増え、身近な話題として取り上げられるようになり、観光化の問題はさらに深刻になってきた。とりわけ世界遺産の登録を地域振興に結びつけて推進しようとする国や地方自治体が増えることによって、この問題は世界遺産登録がもたらす両刃の剣とでもいえるべき課題となってきた。

世界遺産はその由来からいって、本来、観光とは無縁の行き過ぎであるし、そもそも多数の建造物をそこまで詳細にコントロールすること自体が不可能である。上下水道の完備や照明や暖房設備の整備など生活水準の向上にかかわる要望をだれもむげに否定することはできないだろう。また、歴史的遺産を守り続けることが地域の経済的な助けになるとすればそれは一概に否定されるべきことではないはずだ。

とすると問題は、いかなる変化ならば許容できるかということになる。変化の程度とそのスピード、そしてそれらをだれがどのような将来構想のもとに決めるのが適切なのかという意志決定プロセスを問うことが重要になる。世界遺産地域のマネジメントのあり方が問われているのである。

現在、世界遺産を申請する際に、マネジメント・プラン(日本では保存管理計画と訳している)を申請書類の一部として提出することが義務づけられている。これまでの世界遺産の審査にあたっては、どちらかというと、申請されたサイトが顕著で普遍的価値を有するか否かというところの審査に議論が集中していた感があるが、近年はそれと同時に世界遺産登録後のマネジメントをどのように考えているのかが重要な要素として議論されるようになりつつある。ここにも世界遺産の新しいチャレンジがある。

にしむら ゆきお

参照項目
「世界遺産」
「文化財」
「百科事典」
7巻「国立公園と自然保護区」
16巻「文化財」